本号で公布された法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第四一号）（環境省）

1　目的の改正

目的規定に水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加することとした。（第一条関係）

2　定義の改正

㈠　この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこととした。（第二条第一二項関係）

㈡　この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第一三項関係）

3　水銀等の排出の規制等

㈠　水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこととした。（第一八条の二一関係）

㈡　水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めることとした。（第一八条の二二関係）

㈢　水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定することとした。

(1)　水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届け出なければならないものとすることその他の所要の届出等について規定すること。（第一八条の二三～第一八条の二五関係）

(2)　都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があった場合において、水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとすること。（第一八条の二六関係）

(3)　水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとすること。（第一八条の二七関係）

㈣　水銀排出施設からの水銀等の排出について、次の事項を規定することとした。

(1)　水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとすること。（第一八条の二八関係）

(2)　都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。（第一八条の二九第一項関係）

(3)　都道府県知事は、(2)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。（第一八条の二九第二項関係）

(4)　水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとすること。（第一八条の三〇関係）

㈤　工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならないこととした。（第一八条の三一関係）

㈥　㈤に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにするとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないこととした。（第一八条の三三関係）

4　その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律（法律第四二号）（環境省）

1　総則

この法律の目的及び用語の意義に関する規定を設けることとした。（第一条・第二条関係）

2　水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとした。（第三条関係）

3　水銀鉱の掘採の禁止

何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととした。（第四条関係）

4　特定水銀使用製品の製造の禁止

何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀使用製品を製造してはならないこととした。（第五条関係）

5　特定水銀使用製品の製造の許可等

特定水銀使用製品を製造しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととし、欠格事由、許可の基準、変更の許可、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継について規定することとした。（第六条～第一一条関係）

6　特定水銀使用製品の使用の制限

何人も、許可を受けて製造されたものである場合等を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないこととした。（第一二条関係）

7　新用途水銀使用製品の製造等

㈠　新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならないこととした。（第一三条関係）

㈡　新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用に関して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。（第一四条・第一五条関係）

8　国、市町村及び事業者の責務

水銀使用製品の適正な分別排出及び回収に関し、国、市町村及び事業者の責務を定めることとした。（第一六条～第一八条関係）

9　水銀等を使用する製造工程に関する措置

何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であって、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないこととした。（第一九条関係）

10　水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行ってはならないこととした。（第二〇条関係）

11　水銀等の貯蔵に関する措置

主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等の貯蔵の指針を定めることとするとともに、水銀等を貯蔵する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。（第二一条・第二二条関係）